

アルコール健康障害対策に係る内閣府から厚生労働省への移管状況

平成29年4月1日～

内閣府

厚生労働省

組織

組織

アルコール健康障害対策推進室(訓令室)
室長: 官房審議官(共生社会政策担当)

- (1) アルコール健康障害対策推進室(訓令室)
室長: 社会・援護局障害保健福祉部企画課長
- (2) 依存症対策推進本部アルコール健康障害対策チーム
座長: 大臣官房審議官((健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当))

業務内容

業務内容

- (1) アルコール健康障害対策推進基本計画の策定・推進
- (2) アルコール健康障害対策関係者会議の運営
- (3) アルコール健康障害対策推進会議の運営
- (4) アルコール関連問題啓発週間の実施

- (1) アルコール健康障害対策推進基本計画の変更・推進
- (2) アルコール健康障害対策関係者会議の運営
- (3) アルコール健康障害対策推進会議の運営
- (4) アルコール関連問題啓発週間の実施

- ※具体的には、アルコール健康障害対策として
- ① 関係府省庁の施策のとりまとめ
 - ② アルコール関連問題啓発週間にあわせフォーラムの開催
 - ③ 基本計画の推進に向け調査研究 等を実施

平成29年度 概算要求

平成29年度 予算

アルコール関連問題啓発週間時の普及啓発に係る経費等17百万円
※内閣府において平成29年度概算要求17百万円。(平成29年度に移管)

アルコール関連問題啓発週間時の普及啓発に係る経費等17百万円
※その他 依存症対策の推進に係る経費 5.3億円
+ 地域生活支援促進事業34億円の内数

※ 平成29年4月26日第3回アルコール健康障害対策推進会議にて業務移管について説明

アルコール健康障害対策に係る内閣府から厚生労働省への事務移管に伴う厚生労働省における対応について

1. 移管日

平成29年4月1日

2. 厚生労働省内における体制

(1) 大臣官房審議官の発令及びアルコール健康障害対策推進室の設置

- ・平成29年4月1日、アルコール健康障害対策を担当する、大臣官房審議官を発令
- ・障害保健福祉部企画課に、「アルコール健康障害対策推進室」(訓令室)を設置。

(2) 省内連携体制の構築

- 依存症対策推進本部アルコール健康障害対策チームの設置
アルコール健康障害対策を総合的・部局横断的に推進するため
- ・平成28年12月26日「依存症対策推進本部」を設置。
※本部長:厚生労働大臣
- ・平成28年12月26日「アルコール健康障害対策チーム」を設置。
※座長:大臣官房審議官(健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当)

3. 関係省庁との連携体制

以下の規定等を活用しながら、関係省庁との連携体制を構築

- ・「アルコール健康障害対策推進会議」(アルコール健康障害対策基本法第25条)
- ・「関係行政機関への要請」(アルコール健康障害対策基本法第13条)

4. 平成29年度予算

内閣府からの移管予算:17百万円

- ・「アルコール関連問題啓発週間」にあわせた普及啓発に係る経費:12百万円
- ・「アルコール健康障害対策関係者会議」の開催経費:2百万円
- ・都道府県アルコール健康障害対策推進計画の早期策定の促進等に必要な経費:3百万円

※その他 依存症対策の推進に係る経費 5.3億円+地域生活支援促進事業34億円の内数

依存症対策推進本部

(平成28年12月設置)

大臣
(本部長)

副大臣
政務官
(本部長代理)

事務次官
厚生労働審議官
(副本部長)

官房、医政、健康、医薬、
基準、安定、雇児、社会、
障害、老健、保険、政策統
括官等の関係部局長
(本部長)

アルコール健康障害対策チーム

(座長:大臣官房審議官(健康、生活衛生、アルコール健康障害担当)、関係局:健康、障害 他)

- ・アルコール健康障害対策基本法(平成26年6月1日施行)に基づき、アルコール健康障害対策推進基本計画が策定(平成28年5月31日閣議決定)
⇒アルコール健康障害対策に係る施策の総合的・計画的な推進が必要

薬物依存症対策チーム

(座長:障害保健福祉部長、関係局:医薬 他)

- ・刑の一部の執行猶予制度の導入(平成28年6月1日)により、薬物依存のある保護観察対象者の増加が見込まれる。
⇒保護観察終了後も支援等を受けられる体制の整備が必要
- ・再犯の防止等の推進に関する法律の施行(平成28年12月14日)
⇒薬物依存症者の再犯防止対策(相談・治療体制の構築等)

ギャンブル等依存症対策チーム

(座長:障害保健福祉部長、関係局:社会、雇児他)

- ・IR法において、ギャンブル依存症等の悪影響防止のための必要な措置を講じる旨が、法案に対する附帯決議において、ギャンブル等依存症患者の実態把握、相談体制・医療体制の強化等が、それぞれ盛り込まれた。
⇒必要な対策の整理と実態把握が必要
- ・IR推進法施行(平成28年12月26日)

※本部の庶務は障害保健福祉部精神・障害保健課にて処理。ただし、アルコール健康障害対策チームについては、企画課にて処理。

平成29年度アルコール健康障害対策の推進の枠組みについて

推進の枠組み

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号（議員立法））

<平成25年12月13日公布／平成26年6月1日施行>

附則第1条

関係省庁との連携体制

内閣府 → 厚生労働省への事務移管

◎平成29年4月1日以内閣府から厚生労働省へ移管。

厚生労働大臣

厚生労働省内の推進体制

依存症対策推進本部（平成28年12月設置）
依存症対策について各種施策を総合的かつ計画的に推進するため設置。※本部長：厚生労働大臣

アルコール健康障害対策推進チーム（平成28年12月設置）
アルコール健康障害対策について各種施策を総合的・部局横断的に推進するため設置。
※座長：大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害担当）

アルコール健康障害対策推進室（平成29年4月設置）
アルコール健康障害対策推進チームの事務処理等を行う。
※室長：障害保健福祉部企画課長

アルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月31日閣議決定）

1.基本計画について 2.基本的な考え方 3.重点課題 4.基本的施策 5.推進体制等

都道府県

（策定努力義務）

第14条

都道府県アルコール健康障害対策推進計画

○アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするともに、当該都道府県の実情に即した計画に努めなければならない。

関係行政機関への要請

○基本計画変更のための資料提出又は実施に必要な要請

アルコール健康障害対策推進会議

○関係省庁の局長級職員で構成
○アルコール健康障害対策の総合的、計画的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整

アルコール健康障害対策推進会議幹事会

○関係省庁の課室長級職員で構成
○推進会議の補佐を行う

アルコール健康障害対策関係者会議

○有識者、家族及び当事者等20人以内で構成
○厚生労働省大臣の基本計画変更時の意見具申
○「推進会議」への意見具申
●任期：2年
（アルコール健康障害対策関係者会議令第1条）

第12条第4項：政府は、少なくとも5年ごとに、検討を加え、必要があると認めるときは、変更しなければならない。

国（関係省庁）

第10条

アルコール関連問題啓発週間

（毎年：11月10日～16日）
○国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、週間を設ける。
○国及び地方公共団体は、アルコール関連問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努める。

基本計画 V 推進体制等

国は基本計画期間（H28～H32年度）中に、全都道府県において計画が策定されることを目標として策定を促す。

今後の課題等

- 都道府県における「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」策定の推進（基本法第14条／基本計画V推進体制等）
⇒ 当該都道府県の実情に即した計画策定の努力義務 / 国の基本計画期間（H28～H32年度）中に全都道府県に計画が策定されることを目標
- アルコール健康障害対策推進基本計画の見直し（アルコール健康障害対策基本法第12条／基本計画V推進体制）
⇒ 少なくとも5年ごとに、検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。